

笠岡市指定ごみ袋への広告掲載・広告主募集要領

笠岡市では、自主財源の確保を図るため、指定ごみ袋の「外袋（外装パック）」（令和7年度作成分 可燃ごみ45リットルのみ）への広告を募集します。

広告の掲載を希望される場合は、以下の要件等を確認の上、笠岡市の指定する手続きにより申し込みください。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属するほか、広告内容を市が推奨するものではないことをご了知ください。

1 広告枠の規格等

（1）広告媒体

笠岡市指定ごみ袋の外袋（外装パック）

（2）広告枠の規格

＜枠の大きさ＞

種別	掲載位置	規格	掲載枠数
可燃ごみの袋（45リットル）の外袋	袋の表面	縦7.2cm×横18cm	1

※完成品において、掲載枠は印刷機の仕様等により5%程度の変動（縮尺等）を許容範囲とします。

＜枠の位置＞ ※別紙「広告欄掲載イメージ」参照

＜印刷色＞

黒1色の印刷となります。なお、印刷箇所は白地となっています。

＜「広告」の表示＞

広告掲載枠の中に「広告」または「有料広告」の表示をすること。

＜原稿データの形式＞

原則、イラストレータ形式（画像は埋め込み。文字はアウトライン化したもの。）及びPDFファイルで提出すること。

なお、適当な印刷に対応できる画像解像度とすること。広告デザインの内容については、別途、審査及び修正指示等がありますが、デザイン自体の補正等は市では行いません。

また、出荷品の印刷精度は現在の流通品と同程度となります。

(3) 広告の予定数量（パック数）及び過年度実績

9, 000パック（令和7年度作成数量）

参考：流通数量実績

	パック数
令和6年度	8, 013パック
令和5年度	7, 995パック
令和4年度	8, 134パック
令和3年度	8, 815パック

※販売用のほか、市内全世帯に無料配布された可燃ごみの袋（30リットル）との交換用を含む。

(4) 掲載時期（出荷時期）

令和8年2月頃から令和9年3月頃

※現行デザインのものは回収しません。令和7年度に作成したものは、令和7年度以降も無くなるまで出荷します。また、指定ごみ袋の流通（回転率）は取扱店において差異があります。

2 応募資格

企業または個人で次の各号のいずれも満たしていること。

(1) 本市の税及び税外収入金の滞納がないこと。

(2) 代表者または役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

3 広告掲載の選定方法及び応募について

最も高い入札金額を入れていただいた方に、令和7年度作成分の広告掲載を決定します。したがって、広告の掲載を希望される場合は、以下の最低広告掲載料（最低入札金額）を参考に、入札をお願いします。

(1) 最低広告掲載料（最低入札金額） 50, 000円（税抜）

(2) 応募締切 令和7年8月18日（月）17時15分（必着）

(3) 応募方法及び提出先

＜必要書類＞

①笠岡市指定ごみ袋広告掲載申込書

②掲載しようとする広告の原稿

③入札（見積）書

④市税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

⑤会社概要等と申込者の事業概要を記載した書類 ※法人の登記事項証明書でも可

<提出場所>

〒714-0081 笠岡市笠岡 2 3 6 9 - 1 4

笠岡市市民生活部環境課 環境企画係（担当：高橋）

<提出方法>

上記の提出場所へ持参するか、郵送ください。なお、ファックスやメールによる提出は受理しません。

①持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで。

②郵送の場合

一般書留、または簡易書留で送ってください。なお、締切を過ぎて到着したものは失格となります。また、封書に「指定ごみ袋広告掲載入札」である旨を記してください。

（４）質疑について

本見積に際しての質疑は、ファックスまたはメールにより受け付けます。

<質疑の受付期間>

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）～令和 7 年 8 月 8 日（金） 1 7 : 1 5

※質問等への回答は、質疑の受付終了後、市ホームページで行います。

<質疑の送信先>

笠岡市市民生活部環境課 Fax : 0 8 6 5 - 6 2 - 3 9 0 4

E-mail : kankyou@city.kasaoka.lg.jp

（５）その他

入札金額が同額の場合はくじ引きにより決定します。対象者には別途通知いたします。

また、落札者及び落札金額は公表対象となります（市ホームページ上での公開予定）。

その他、応募に係るすべて費用は応募者の負担とするほか、落札された際の広告掲載料の納入期限は、令和 7 年 9 月中旬の予定とします。

4 スケジュールについて

（１）令和 7 年 7 月 1 8 日（金）～8 月 1 8 日（月）：広告主の募集（入札期間）

（２）令和 7 年 8 月 2 2 日（金）以降：落札業者の決定及び契約締結。広告掲載料の納付（期限 9 月中旬予定）

（３）令和 7 年 9 月下旬までに広告デザインデータを市に提出

（４）令和 7 年 1 0 月中旬までにデザインデータを市から指定ごみ袋作成の落札業者へ提供

（５）令和 8 年 1 月下旬に広告入デザインでの入荷を予定。流通は令和 8 年 2 月頃の予定

5 広告掲載の条件について

次の号に掲げる事由のいずれかに該当する広告は掲載しない。また、笠岡市広告掲載規則第3条にも準拠する。

なお、広告の中には、広告主の事業所名、電話番号を必ず掲載すること。

- (1) 公正または真実でないもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 関係法規に抵触し、または社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (4) 品位を損ない、または健全な風俗習慣を尊重しないもの
- (5) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのあるもの
- (6) 児童及び青少年に与える影響を考慮しないもの
- (7) 広告の受け手に誤認等による不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 個人情報収集し、または利用することを目的とするもの
- (9) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に関わるもの
- (10) 風俗営業またはこれに類するもの
- (11) 責任の所在が不明確なもの
- (12) 指定ごみ袋及びその外袋としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (13) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるもの（詳細は別紙参照）
- (14) 指定ごみ袋及びその外袋を切り取り割引券として使えるようなもの
- (15) 外袋にバーコードを掲載していることから、バーコードまたはそれに類似するようなもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが好ましくないもの

6 広告の審査等について

審査等で修正等の意見があった場合は、市が別途指定する期日までに修正等したデザインデータ等を提出してください。

なお、広告掲載の条件に反していることによる市からの修正指示等に従わなかったことにより、令和7年度の指定ごみ袋作成に広告が間に合わなくても広告掲載料は返還しません。

7 その他

- (1) 指定ごみ袋の作成及び配送は、市の負担で行う。
- (2) 笠岡市広告掲載規則及び笠岡市指定ごみ袋に関する広告掲載取扱要綱に改正がなされた場合は、その規定を遵守すること。その場合、市は広告取扱業者に対して速やかに通知する。
- (3) この要領に記載のない事項については、笠岡市広告掲載規則及び笠岡市指定ごみ袋に関する広告掲載取扱要綱に従って取扱うものとする。
- (4) この要領及び笠岡市広告掲載規則並びに笠岡市指定ごみ袋に関する広告掲載取扱要綱に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

(募集要領補足事項)

募集要領 「5 広告掲載の条件について」の(13)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する恐れ・疑いのあるものについて

本市では、いわゆる違法な不用品回収業者への対策・対応を県等と協力して実施しております。不用品回収業者の違法性の判断は個別に行うものではありませんが、今回の指定ごみ袋外袋への広告掲載につきましては、指定ごみ袋(外袋)という広告媒体が一般市民に与える印象等を考慮し、一部の用語・言い回し等については、政策上の理由により制限します。

なお、いわゆるリサイクル(リユース)ショップのような古物商の活動を否定するものではありません。

○具体的な制限の例(用語)

「ごみ」、「不用品」、「不要品」、「処分」、「引取」、「下取り(一般商取引慣習のものを除く)」

○具体的な制限の例(言い回し)

- ・ごみ(不用品)の処分を想起させるもの
- ・「買取」であっても一般的に有価物であるとは認められないものを取り扱うこと
- ・処理(処分)手数料を求める場合があるもの

※上記については、例の一部であり、これ以外にも市民にごみの処分につながる印象を与える可能性があるとして市が判断したものは広告には使えません。

※笠岡市の一般廃棄物収集運搬の許可を受けている事業者が広告する場合または、その許可業者と連携(タイアップ)していることが明確に示されている場合を除く。